

## 篤志家の手に依つて爲された

### 道路橋の新設改築

#### 一 島根縣下に於けるもの

島根縣仁多郡竹崎村（今の島上村大字竹崎）にト藏孫三郎と 兵衛といふ者の次男として元祿九年竹崎村に生れ寶曆五年七  
いふ人があつた、此の人は啻に道路改修に功勞があつたばかりでなく、新田開拓その他公共的事業に力を盡し、其の人と  
爲り敬すべきものがあり、子孫亦志を繼いで公益の爲には敢て勞役を辭せず私財を鄭つてまで父祖の功を空しからしめざ  
る様力めて怠らなかつた。依つて此の一家の人々に敬意を表  
する意味を以て序でに孫三郎の略歴と其の家系の大要とを併せ紹介しよう。

孫三郎の妻は名をサナと云つて、仁多郡郡村宍戸喜三郎の妹で、孫三郎が分家した年即ち享保六年廿一歳の時嫁して來たのである。孫三郎が自ら計畫した大事業に向つて、安んじ

孫三郎はト藏の宗家三代目甚

月三日享年六十で能義郡荒島村に沒した。兄を長左衛門とい

ひ、嗣子がなかつたものか、其後繼者と定められ、一家を支

配してゐたが、志す所あつて家督を弟の甚六に譲り享保六年

遂に荒島村に分家移住した。

で奮闘する事が出来たのは、一は此の妻の内助が與つて力あつたからであらふ。不幸にして妻女についての説話が傳つてゐるのは遺憾である。

ト藏宗家は鑛山業を營んでゐたから、天稟慧敏なる孫三郎は、不知不識の間に測量土木の術を悟り、之に甚大の興味をもつようになつたものと見える、加之彼が堅忍不拔の氣象と熱烈なる公心とは遂に土木事業に不滅の功を遺さしめ、後世をして、永く其餘澤を受けしめるに至つたのである。さればこそ當時階級制度の八釜しかつた、封建時代に於て屢々藩主に謁を賜はり且其家格を進めらるゝの榮譽を得たのである。孫三郎を初代としたト藏家は、連綿として拾代目の當主に及んでゐる。

孫三郎が荒島村に分家するに當つて、何程の財産分配を受けたかは明かでない。併し僅々二三十年間に、各地の新田開拓から道路改修其他の事業を悉く私費で成就した所を見ると決して僅少の資産でなかつた事は想像出来る。孫三郎の才氣と豪膽とは着々として彼をして土木の功を成さしめたのみならず、一方三艘の大船を上方及北國地方に送つて、盛んに商業を營んだから、其の家運は實に隆盛を極めてゐた。

(彼が編纂した當家根元記に明かに其の事實を記す) 晩年には其の

船が悉く難破したので家産の動搖を來したやうであるが、不屈な彼は尙社會的事業に向つて、私財を惜まなかつたから、屢々賞詞を受け、家系を進められ、郡役人に迄昇進したのである。二代甚左衛門に至り鹽問屋を安來に開くと共に、家政

の整理に力めたけれども、數度の洪水の爲に其意を果さず、遂に所有の新田を親戚に入質して、負債を辨償したのである。(六代良兵衛の書き加へた『當家根元記』の卷末の記事による) と、其質入田地は、後に親戚の好意によつて貰ひ受けた様である

三代安左衛門は早世し四代孫三郎に至り、開拓事業を起し家運稍挽回したけれども、天保十一年二月より五月までに行はれた富田川尻川違ひ(是より先享和二年に一度企てられたけれども其時は不成功に終つた)のために、先祖孫三郎が開拓した八人町餘の膏腴な別新田は、悉く現今の川底に埋められてしまつた。そして祖先開拓の功によつて僅に古川跡の西土手附近若干の地を代償として下附されたに過なかつた。是より後多少の盛衰はあつたのであるが、維新前までは尙地方の豪族として重きをなしてゐた。

道路の改修、孫三郎が最も力を致したのは新田開拓であつたが其の傍ら道路の改修に力を盡し、世運の進歩と殖産の興隆とに貢献した此等の道路は後代ト藤家の家例として私費を

以て修復するに至つたのである。

(イ) 下意東村坂下道 當時松江から伯耆へ通ずる國道は、八 東郡意東村下意東字渡の急坂を通過してゐた。今尚『渡坂』と云ふ名を残してゐるばかりでなく、民謡に『荒島羽入越し 三郎は、私費を投じて延享元年明神森下の海中へ石垣百五十や揖屋の町』と残つてゐるに依つても、如何

に急坂であつたかゝ判る。此の急坂の爲に人馬の難澁が甚しかつた

ので、享保十八年海中に石垣を築き出し、新

道六十間を造つて坂路

を避けしめた。地方民にとつては壁が俄に歩

行の自由を得た程の利便と喜びとであつた。

これがためにさしもの險坂も、僅に其名残を地名と民謡に残すのみとなつた。

### ◎ 改良されたる京都市街路

(一)

本道路の長八百

八拾參間九分幅

員拾貳間(内軌

道敷參間車道敷

幅員片側貳間五

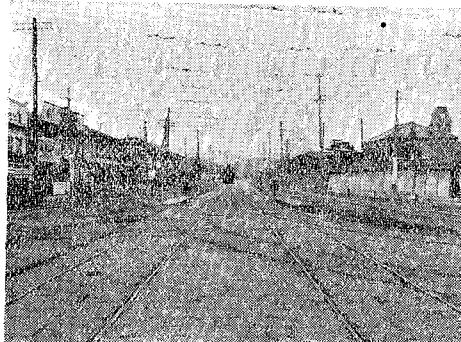
分宛兩側歩道敷

幅員片側貳間五

兩側に設くに

して今出川通の

交叉個所は軌道



（ロ）揖屋明神森下道 舊國道は揖屋明神の森中を通過して、

乗降客の爲め安藏家が修築して一般交通に支障なからしめた。これがために屢々賞詞を受けたが、特に左の如きは當時に於ては蓋し身に餘る光榮であつたであらう。

路面の構造は全般砂利道にして、車道は横斷勾配兩側に向て三十度以下之旨今日被仰渡

銀三枚

ト藤孫三郎

右意東字郡揖屋村宮の前

新道以自力宣作り候に

るに依つても、如何に急坂であつたかゝ判

る。此の急坂の爲に人馬の難澁が甚しかつた

ので、享保十八年海中に石垣を築き出し、新

道六十間を造つて坂路

を避けしめた。地方民にとつては壁が俄に歩

行の自由を得た程の利便と喜びとであつた。

これがためにさしもの險坂も、僅に其名残を地名と民謡に残すのみとなつた。

（ロ）揖屋明神森下道 當現に其道を存じてゐるみこ谷と云ふを経て下意東の西端に通じてゐた。其明神森中の坂路が険悪を極めてゐたので、孫間を築いて道路を之に開通せしめた。其の後數回水難のために、破壊したが、其の都度ト全地帯を設けだる關係上街角を喇叭形に剪除したり。

（ロ）揖屋明神森下道 當現に其道を存じてゐるみこ谷と云ふを経て下意東の西端に通じてゐた。其明神森中の坂路が険悪を極めてゐたので、孫間を築いて道路を之に開通せしめた。其の後數回水難のために、破壊したが、其の都度ト全地帯を設けだる關係上街角を喇叭形に剪除したり。

十月十六日

其の後も屢々之を修築したので四代孫三郎に至り米二俵を賞與された。

米二俵

能義郡荒島村

ト藤孫三郎

右祖父孫三郎、儀先年荒

島村日白池と申入江を

致開發往遷要道迄以自

力致道替或は御參勤御

歸國の節富田川井尻川

の川越人夫入用の品差

出彼是寸志申出候處其

方儀父祖の志致相續候

存念にて去々年御入部の節川越共入用の品寸志に差出且去年揖屋

村明神下往還諸處及大破候に付自力にて致普請荒島家地後新に築

立其後兩度及大破候に付一統よりは懲訴申出候へども其方屋敷儀

の分は度々自力にて築立候段奇特の事に候依て爲褒美遣之右の通

分の一の砂利三

層仕上又歩道は

同様に車道と歩

道との境界に街

て四十分の一の

横断勾配を附し

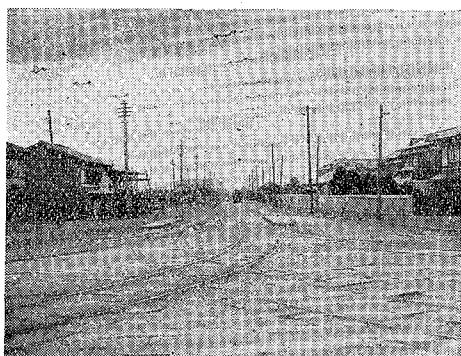
砂利二層仕上と

なし而して歩道

敷には街渠に沿

へ約四間毎に街

路樹（公孫樹）



同點

水には車道と歩道との境界に街

渡候以上

七月十日

を植ゑ路面の排

り被仰渡候條御書附の趣  
得其意難有致頂戴可有申

（イ）一ノ瀬（螢茶屋側）より矢上村境に至る、約一里半（現在第

第一線と觀望するに南より（景）

渠（巾一尺五寸）

片側深四寸三角

形の溝をして縁

石ば花崗石又は

コンクリート底

部は全部コンクリート造りたる

ヨート造りたる

（ハ）みこ谷道 前述の

みこ谷国道は、非常に

粗造であつた上に、水

抜けが悪く。雨天には

潜水して、往來の困難

が、甚しかつたので、

延享二年に之を改修し

た。然るに明治年間に

至つて意東村長池通過の新道が築かれ、下意

東市街を遠く南に離れ

たので、孫三郎改築のみこ谷道は、全く世間から忘れられた、そしてみこ谷道改築と共に、下意東市街は大にさびれて來た。

## 二 長崎縣下に於けるもの

二十五號國道長崎市日見村間（日見峠）の道路改修 崎人林唯助、林忠次右衛門（日見峠の日見村に面せる部分三丁餘の處迄工事負擔）安川吉左衛門、村山次市左衛門、村山治兵衛（日見峠の日見村に屬する三丁餘を除ける他を負擔す）等の篤志家に依り、名其の私財を

以て明和六年三月から

同年九月に至る七ヶ月

に亘つて漸く改修せられたものである。其の工法の概況を述べると

(一)傾斜の急なる箇所には悉く石階を設け、

(二)幅員の狭い部分は之れを擴め、廣い所は之を削つて凡そ二間半の幅員に一定した(三)道路の崖は之を石垣に改め、路面に露れてゐる巨石は之を割り或は埋めて路面の地均を爲

## ◎改良されたる京都市街路 (二)

本道路の長百四拾七間六分幅員拾五間（内軌道敷幅員三間車道敷幅員片側二間

五分宛兩側歩道  
敷幅員片側二間

五分及植樹地帶

幅員片側一間宛  
兩側

七號線との交叉  
個所は軌道に曲

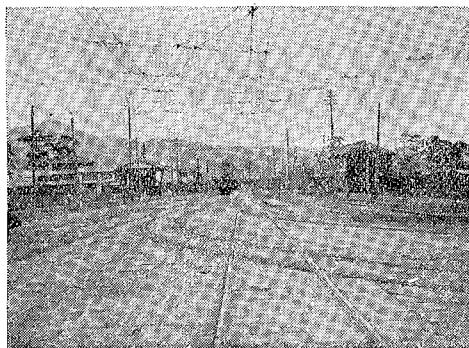
第一  
號線七号線全ひ向  
線號七号線全ひ向  
景し観を

路面の構造は  
全部砂利道にし  
て車道は横断勾

配兩側に向て三  
十分の一砂利三  
層仕上とし歩道

は同じ中心に向  
て四十分の一の

帶を設けたる關



し、(四)道路に水除けの溝渠を新設する外、五十三ヶ所に排

水横渠を構へ河流二ヶ所に石材架橋を施し、日見峠の頂上及

中腹に存在する泉は之を深くして、往來庶人の渴を醫するに備へた。之に費した所の経費は可成巨額に達したであらう

が、今は記録の徵すべきものがない、由來一

ノ瀬から日見に至る地勢は、山岳嶮峻從つて急坂が相續いで古來頗

る難道として、一般交通に困難とせられてゐたが、林等祖先が嘗て

寛文の頃、同路線に對し數次私費を投じて之を補修した縁由に依

り、先考の意志を繼承して多大の努力と私財を抛ち、交通機關の大

整備に盡し一般交通の利便を計つた。其の功

勢は大に之を多としなければならぬ。現在の日見峠舊道は、此の大修築後のものであつて幕府時代から今日に至る迄其の恩澤に浴した者は實に多大である。

(口)小島郷より田上郷

に至る約一里(現在府縣町間田上峠)の道路改修

道茂木長崎線(長崎市茂木

この道路は林等の日

見峠大改修の計畫に相

對して江波市左衛門と云ふ人が獨力私費を以て當時の現在道路大改

修の計畫を樹て、自ら小島郷の百姓等を使役して明和六年八月から十月に至る三ヶ月間専心之に從事して、漸く工事を完成したのである。此の工事も日見道路改修に於けると略同一工法に依つたものであつて、唯日見道路に較べて施行が稍々

横断勾配を附し

砂利二層仕上又

植樹地帶には張

芝をなし而して

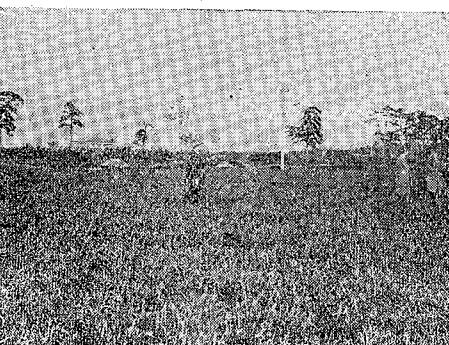
約四間毎に街路

樹(公孫樹)を

植へたり。

路面の排水に

は車道と植樹帶



同所改良工事施行前後の景

歩道との各境界には夫々街渠(巾一尺五寸乃至七寸五分片側深四寸乃至二寸の三角形の溝にして縁石は花崗石又はコンクリート底部コンクリートを以て車道側の街渠には長約貳拾間毎に雨水桟を築造し街渠に入りたる雨水を集中し之れより土管を経て下水管渠に流入せしめたり。

(ハ)眼鏡橋(長崎市道)の架設 洱屋町と麿屋町との間中島川に長十二間五合幅員二間六合の石造双圓橋が懸つてゐる。其の形が眼鏡に似てゐるので、古來「メガネ橋」と呼ばれてゐる。寛永十一年長崎市興福寺住持默子如定が私費を投じ且つ自ら其の設計監督の任に當り支那工匠を役して

之を築造したものである。實に我國に於ける明朝式石橋の始めであつて其後、慶安元年平戸好夢といふ人が之を修築して今日に及んでゐる。交通機關が甚だ不備であつた往時に於いて、本橋の架設は旱に慈雨のそれにも増した賜物として喜ばれ兩岸の住民を聯繫する唯一の交通機關として

### ◎ 改良されたる京都市街路 (三)

本道路の長七百拾壹間一分幅員拾貳間（内軌道敷幅員參間車道敷幅員片側貳間

五分宛兩側歩道

敷幅員片側貳間

宛兩側に設く

にして丸太町通

廣小路今出川通

の各交叉個所は

軌道に曲線の挿

聞の内その又一部分

であつて、古今實例の

九牛の一毛にも足らぬ

であらうが、これ等數

人の殊勝な行ひが、一

般庶民に與へた便益と

地方産業の發達に裨益

した所は決して尠少で

はなからう。

古のやんごとなき御方や高僧等が其の足跡を印せられたる所、悉く公益的施設の貽されたるが如きは例外としても、未だ教化廣く行はれず人文亦甚だ幼稚な昔時に於て、特にかかる事例が多くて、今日この種の美舉を耳にすることの稀なのは誠に心細い次第である、勿論今日の交通機

關の整美したこととは、

「都をば霞と共に出で

しかど秋風ぞ吹く白河

の關」と詠まれた様な

昔とは同日の論でない

が、社會文化の進展は

益々道路交通の普及完

備を要求し、之を利用

すること多く損傷する

ことも亦仲々通りで

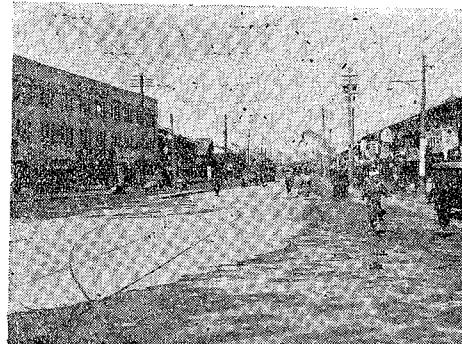
はないから、道路の改

築修繕を要することも

仕上又歩道は同

じく中心に向て

一方近時社會狀態甚し



第五點交  
線路號よ  
原河)通  
線路(通  
原河)北  
通町太丸と  
望む向に北  
る(景)

等の關係に依り

街角を喇叭形に

剪除したり。

路面の構造は全

部砂利道にして

車道は横断勾配

兩側に向て三十

分の一砂利三層

入及乗降客の頻

繁なる個所故安

全地帶を設くる

く複雑となつて「百敷」の大宮人はいとまあれや櫻かざして今日もくらしつ」と平安城裡の大宮人が春花秋月の宴に優々閑々たりし日とは全く其の趣を異にして、生存競争激烈を極め他人の爲に圖つてゐる暇がないかも知れぬ、併し諸般の制度が整つてゐる今日、必ずしも個人の勞役と時間とを費さなくとも公益事業に盡し得べき手段

四十分の一の横

断勾配を附し砂利二層仕上とな

し而して歩道敷には街渠に沿へ

約四間毎に街路樹(公孫樹)を植

には車道と歩道と

は路面の排水に

側深四寸の三角形の溝にして縁

石は全部花崗石

底部コンクリートを以て造りたるもの)を造り

トを以て造りたるもの)を造り

るものは街渠の長約

貳拾間毎に雨水

樹を築造し以て

街渠に入りたる雨水を集中し之より土管を経て下水管渠に流入せしめたり。

## ◎市街地道路徒步者に対する注意七題

(一)常に市街の雜踏に懸念し無心に歩行すべからず。(二)運転機関に対する各種の警告に注意すべきこと。(三)車道を横斷するには成るべく直角に、平靜の態度を持し決して急激に歩行せざるを要す。(四)車輛の通過後直に線路を横断し、殊に電車の通過後直に線路を横断するときは不測の危害に陥ることあり。(五)車輪を間近く見たる場合には其の通過を待ち車道を横断すべし。(六)車輛の運轉中乗降すべからず。然しされば生命に危害を及ぼす虞あり。(七)小児を同伴するものは常に注意し警戒を要す。



〔幅一尺五寸片

同

點交

側深四寸の三角形の溝にして縁  
石は全部花崗石  
底部コンクリート

トを以て造りたるもの)を造り

るものは街渠の長約

貳拾間毎に雨水

樹を築造し以て

の通川町原河(通出今と望觀ひ向に南よりよ)

(景)

尚ほ街渠の長約

貳拾間毎に雨水

樹を築造し以て

街渠に入りたる雨水を集中し之より土管を経て下水管渠に流入せしめたり。

は篤志家に對して必ずしも國道府縣道等の大改築大修繕を要求するものではない。町村道乃至は耕作道の改築となり、小破損の修繕危険なる箇所の應急修理皆結構である。道路の良否が如何に吾れくの實生活に影響するところ大なるかは今更言を要しない、志ある人の考慮を煩はし度い次第である。(小飯生)

(1) 挺でも動かない電柱の  
交通妨害

圖は兩國驛前のスケッチ、見よ歩道の三分の二の位置に頑張つて立つて居る電柱を！ 右からは歩道全部を蔽う商店の日除けや歩道

ら車道へ一寸顔を出す程の大旗等が出張つて居る其中を人は辟ばらひの様に左へ除け右へ除けして人にも衝突せず犬の尻尾も踏まない

やうに歩かなくてはならない

これは一例に過ぎないのだ

が此電柱の交通妨害は到る處にある。

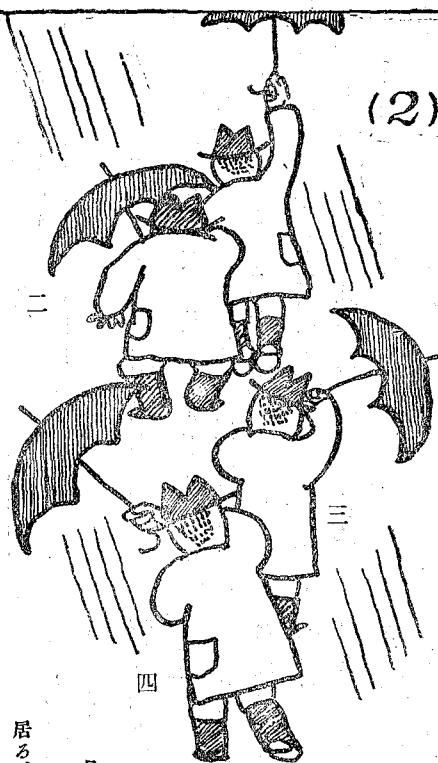


(2) 雨の降る日に傘をさして歩く大苦心

一、右にニューウッド電柱が立つて居る時二、左から商店の日除けか出張つて居をのを除ける時三、大旗が頭の上にぶらさがつて居る時の姿體四、電柱と日除けに狹み打ちされたところ

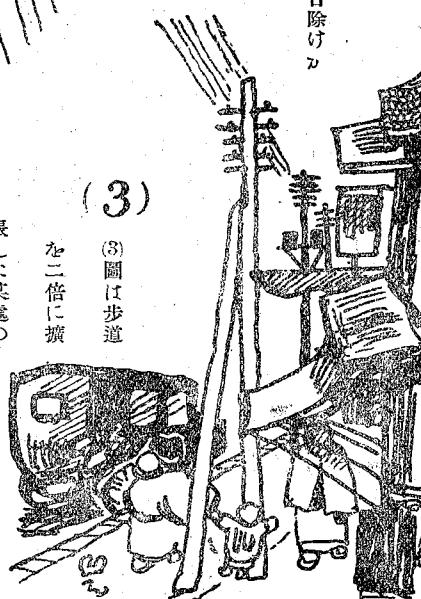
出勤前これだけの苦心を重ねるといがい役所へ行つてから疲勞が出るそつとして、メンタルテストに大影響を及ぼすやうにならう。

(2)



(3)

(3) 圖は歩道  
を二倍に擴張した某處



スケッチ、電柱は完全に人の邪魔をして居る

これに對して當局者の逓信省は『電柱を引

込めるのなら道路管理者が費用を負擔して

「呉れなくちや困る」他處事のやうな挨拶をして居る。

二

居る。